商品概要説明書

スーパー定期貯金＜複利型＞

（2023 年 4 月 1 日現在）

商品名	・年金受給者・予約者専用定期貯金「虎の子」
ご利用いただける方	・当ＪＡで年金受給（予約）を指定する個人のお客様 なお、お預入時点で55歳以上65歳以下の個人の方
販売対象・受入条件	・当ＪＡでの公的年金受給者または予約者であること ・「虎の子」（注１）はお一人さま、一口限り（複利型を含む）のお預入となります。（注２） ・すでにご契約いただいている定期貯金（注３）からのお預替えは対象外です。 （注１）「虎の子」とは本商品および、金利上乗せ定期貯金「虎の子」（2020年２月取扱終了）を指します。 （注２）66 歳になる誕生日の前日（非営業日にあたる場合は 66 歳になる誕生日の前日の前営業日）までは、本商品を再契約することができます。なお、再契約する場合は窓口での手続きが必要となります。 （注３）「ＧＯＧＯ人生」「虎の子」および「ＧＯＧＯ人生」「虎の子」から自動継続されたスーパー定期貯金は除きます。
期　間	・定型方式・・・３年、４年、５年 ・自動継続（元金継続または元利金継続）にてお預かりします。
預入方法 （１）預入方法 （２）預入金額 （３）預入単位	 ・一括預入 ・300 万円以上 1,000 万円以内 ・1 円単位
払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。 ・一部支払いの取扱いができます。預入日の１か月後の応当日以後に、１万円以上１円単位で、当ＪＡ所定の中途解約利率により一部支払いが可能です。
利　息 （１）適用金利 （２）利払頻度 （３）計算方法 （４）税　　金 （５）金利情報の入手方法	 ・預入時のスーパー定期貯金の店頭表示利率に「0.15％」を上乗せた利率を満期日まで適用します。 ・自動継続後の適用金利は、自動継続日のスーパー定期貯金の店頭表示利率となります。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を１円とした１年を 365 日とする日割計算で６か月ごとに複利計算をします。 ・20.315%（国税 15.315%、地方税５%）※の分離課税となります。※2037 年 12 月 31 日までの適用となります。 ・スーパー定期貯金の店頭表示利率は店頭の金利表示ボードに表示しています。
手数料	－
付加できる特約事項	・マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。 ・通帳レス口座サービス（通帳等の発行に代えてＪＡバンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いた

	だくサービス）がご利用になれます。
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第４位以下切捨て）により６か月ごとの複利計算した利息とともに払い戻します。 （１）３年ものの定型方式 ① 預入期間が６か月未満の場合　解約日における普通貯金利率 ② 預入期間が６か月以上１年未満の場合　約定利率×40% ③ 預入期間が１年以上１年６か月未満の場合　約定利率×50% ④ 預入期間が１年６か月以上２年未満の場合　約定利率×60% ⑤ 預入期間が２年以上２年６か月未満の場合　約定利率×70% ⑥ 預入期間が２年６か月以上３年未満の場合　約定利率×90% （２）４年ものの定型方式 ① 預入期間が６か月未満の場合　解約日における普通貯金利率 ② 預入期間が６ヶ月以上１年未満の場合　約定利率×10% ③ 預入期間が１年以上２年未満の場合　約定利率×20% ④ 預入期間が２年以上３年未満の場合　約定利率×40% ⑤ 預入期間が３年以上４年未満の場合　約定利率×80% （３）５年ものの定型方式 ① 預入期間が６ヶ月未満の場合　解約日における普通貯金利率 ② 預入期間が６か月以上１年６か月未満の場合　約定利率×10% ③ 預入期間が１年６か月以上２年６か月未満の場合　約定利率×20% ④ 預入期間が２年６か月以上３年未満の場合　約定利率×30% ⑤ 預入期間が３年以上４年未満の場合　約定利率×40% ⑥ 預入期間が４年以上５年未満の場合　約定利率×60%
貯金保険制度 （公的制度）	・保護対象 当該貯金は当ＪＡの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第 51 条の２に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という３条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	苦情処理措置　本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当ＪＡ本支店（所）または当ＪＡ担当部署（最終頁をご確認ください。）にお申し出ください。当ＪＡでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、ＪＡバンク相談所（電話番号：０３-６８３７-１３５９）でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置　外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は，次の機関を利用できます。上記当ＪＡ担当部署またはＪＡバンク相談所にお申し出ください。 なお、直接お申し立ていただくことも可能です。 東京弁護士会　（電話：０３－３５８１－００３１） 第一東京弁護士会（電話：０３－３５９５－８５８８） 第二東京弁護士会（電話：０３－３５８１－２２４９） 「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレ

	ビ会議システム等により、共同して解決に当ります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記ＪＡバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。
その他参考となる事項	・自動継続後は商品名が「スーパー定期貯金（複利型)」に切り替わります。

本商品にかかる当組合の担当部署
JA あづみ 金融共済事業部 貯金課 （電話：0263-72-2936）